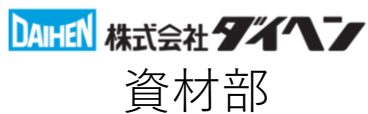


ダイヘングループ サステナブル調達ガイドライン

2024年6月



資材取引先へのお願い

ダイヘングループは、社会課題の解決に積極的に貢献する開発型企業を目指し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

その目的の下、資材取引においては、原則・方向性を定めた「資材調達の基本方針」「パートナーシップ構築宣言」や環境に関連する「グリーン調達ガイドライン」を制定し、ご協力をお願いしてまいりました。さらに、持続可能な社会の実現に向けてはサプライチェーン全体でより積極的に取り組んでいく必要があるため、新たに「ダイヘングループ サステナブル調達ガイドライン」を制定することとしました。つきましては資材取引先の皆様におかれましても、十分にご理解、遵守の上、それぞれのサプライチェーンに対する責任ある企業活動を推進いただくようご協力をお願いいたします。

なお、資材取引先が当ガイドラインの要請に対して著しく逸脱し、是正期間内に改善が見られない、または重大な法令・倫理違反が発覚した際には、取引を停止することがあります。

また、資材取引先での活動状況について開示をお願いする場合もございますのでその際にはご協力いただきますようお願いいたします。

2024年6月

株式会社ダイヘン 資材部

資材取引先へのお願い	頁 1
目次	2
I. ダイヘングループ調達方針	3
I－1. 調達基本方針	
I－2. グリーン調達活動の推進	
I－3. 紛争鉱物資源調達の対応方針	
II. ダイヘングループ 資材取引先行動規範	4
第1部 行動規範	4
1 法令遵守・国際規範の尊重	4
2 人権・労働	4
3 安全衛生	5
4 環境	6
5 公正取引・倫理	6
6 品質・安全性	7
7 情報セキュリティ	8
8 事業継続計画	8
第2部 管理体制の構築	9
A マネジメントシステムの構築	
B サプライヤーの管理	
C 適切な輸出入管理	
D 苦情処理メカニズムの整備	
E 取り組み状況の開示	

I. ダイヘングループ調達方針

I-1. 調達基本方針

ダイヘングループは、お客様に価値ある製品・サービスをお届けするため、資材取引の原則・方向性を定めた「資材調達の基本方針」「パートナーシップ構築宣言」に則った健全な取引を徹底しています。

特に、資材取引先とのパートナーシップは当社製品の品質維持と市場競争力強化に不可欠であると考えており、近年は取引先とのコミュニケーションを深めるさまざまな施策を導入し、共存共栄の関係構築に努めています。

オープンで公平な機会提供

当社では、国籍、地域、経営規模、取引実績の有無を問わず、すべての資材取引先にオープンな取引の参入機会を提供します。

公正な評価

資材取引先の選定に当たっては、競争原理を基本とし、品質・価格・納期に加え、経営信頼性・技術開発力、環境への配慮等を総合的に勘案し、公平な評価を致します。

相互発展

資材取引先との相互信頼に基づき、健全な取引関係を維持し、相互の企業発展に努めます。

法の遵守

資材取引先との契約上の義務を誠実に履行し、法令および社会規範、国際ルール、健全な商習慣等に依り取り引きを行います。

I-2. グリーン調達活動の推進

ダイヘングループは、環境保全を経営の最重要課題の一つと考え、「みんなの幸せ同時達成」を会社の目的として、持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決に積極的に貢献する企業を目指すことを基本理念としております。

この基本理念のもと、各分野でグローバルに事業活動を展開することで、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に貢献することを行動指針としております。

この行動指針に基づき、製品の設計、開発、調達、製造、物流、使用、廃棄に至るサプライチェーン全ての段階において、環境負荷の低減に取り組むため、ダイヘングループ「グリーン調達ガイドライン」を作成いたしました。

- (1) 環境マネジメントシステムの構築
- (2) 地球温暖化防止
- (3) 生物多様性保全
- (4) 廃棄物削減
- (5) 環境汚染防止
- (6) 各種調査へのご協力

※「ダイヘングループグリーン調達ガイドラインにつきましては、下記もご参照ください。

https://www.daihen.co.jp/sustainability/pdf/procure/green_guidebook_no9.pdf

I-3. 紛争鉱物資源調達の対応方針

当社は、非人道的な行為を繰り返す武装勢力の資金源となる鉱物を使用しないことを紛争鉱物への対応方針とします。

II. ダイヘングループ 資材取引先行動規範

第1部 行動規範

1 法令遵守・国際規範の尊重

資材取引先は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重する必要があります。

2 人権・労働

資材取引先は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準や国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

(2-1) 強制的な労働の禁止

資材取引先は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。

また、資材取引先はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

資材取引先は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、資材取引先は、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

(2-3) 労働時間への配慮

資材取引先は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

(2-4) 適切な賃金と手当

資材取引先は、労働者に支払われる報酬(最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む)に、適用されるすべての法規制を遵守する必要があります。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金(生活賃金)の支払いに配慮することが望まれます。

(2-5) 非人道的な扱いの禁止

資材取引先は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。そして、これらの要求事項に対応する懲戒方針や手続きを就業規則等で明確に定義し、労働者へ周知する必要があります。

また、個人的な所有物などを保管できる設備、および適切に出入りできる広さの個人スペースを確保する必要があります。

(2-6) 差別の禁止

資材取引先は、国籍・信条・社会的身分・性別などを理由とする差別およびパワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどのハラスメントを行ってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。

(2-7) 結社の自由、団体交渉権

資材取引先は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

(2-8) 社会保障を受ける権利

資材取引先は、労働者が、傷病や失業、労働災害、退職などで生活が不安定になったときに、健やかに安心して生活を継続するために、健康保険や年金、社会福祉制度などの仕組みによる現金・現物などの給付を受ける権利を確保する必要があります。

3 安全衛生

資材取引先は、関連法規制を守るのみならず、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

(3-1) 労働安全

資材取引先は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する必要があります。

特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要です。

(3-2) 緊急時への備え

資材取引先は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

(3-3) 労働災害・労働疾病

資材取引先は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

(3-4) 産業衛生

資材取引先は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

資材取引先は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。

(3-6) 機械装置の安全対策

資材取引先は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

(3-7) 施設の安全衛生

資材取引先は、労働者の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する必要があります。

また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション

資材取引先は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。

また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

(3-9) 労働者の健康管理

資材取引先は、全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う必要があります。

4. 環境

資材取引先は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

(4-1) 環境許可と報告

資材取引先は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

資材取引先は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

(4-3) 大気への排出

資材取引先は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

(4-4) 水の管理

資材取引先は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。

あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

資材取引先は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

(4-6) 化学物質管理

資材取引先は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

(4-7) 製品含有化学物質の管理

資材取引先は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用されるすべての法規制および顧客要求を遵守する必要があります。

5. 公正取引・倫理

資材取引先は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

また、資材取引先は、取引基本契約書や注文書などで合意した内容について、遵守する必要があります。

(5-1) 腐敗防止

資材取引先は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

資材取引先は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

(5-3) 適切な情報開示

資材取引先は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。

記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

(5-4) 知的財産の尊重

資材取引先は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

(5-5) 公正なビジネスの遂行

資材取引先は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。公正な競争、下請法などを含む公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルなどの競争制限的合意、不公正な取引方法、不当表示などの違法行為は行ってはなりません。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を排除し、法令、条例、その他のすべての社会規範を遵守する必要があります。

(5-6) 通報者の保護

資材取引先は、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

(5-7) 責任ある鉱物調達

資材取引先は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。

6. 品質・安全性

資材取引先は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

製品・サービスの安全性・品質などに関する不正確な情報は、サプライチェーンを通じて、顧客のみならず様々なステークホルダーに甚大な影響を与える可能性があります。そのため、ISO9001などにより品質マネジメントシステムを構築していただき、日常的な改善により、製品やサービスの安全性ならびに品質を確保をしていただく必要があります。

(6-1) 製品の安全性の確保

資材取引先は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

(6-2) 品質管理

資材取引先は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。なお、資材取引先において5M[Material(材料・部品),Machine(設備・機械),Men(作業員),Method(作業方法),Measurement(検査・測定)]を変更される場合には申請していただく必要があります。

(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

資材取引先は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

すなわち、顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。虚偽の情報や改ざんされた情報を提供してはなりません。

正確な情報とは、例えば以下のようなことを指します。

- ・製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法に関する内容が正確であること。
- ・製品に使用されている部材・部品の含有物質などの情報が正確であること。

7. 情報セキュリティ

資材取引先は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

(7-1) サイバー攻撃に対する防御

資材取引先は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

(7-2) 個人情報の保護

資材取引先は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

(7-3) 機密情報の漏洩防止

資材取引先は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

8. 事業継続計画

資材取引先は、大規模自然災害、テロ・暴動、感染症、事故などによって自社もしくはサプライヤーが被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

(8-1) 事業継続計画の策定と準備

資材取引先は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画(BCP)を策定することが必要です。

第2部 管理体制の構築

A マネジメントシステムの構築

資材取引先は、第1部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する必要があります。

また、資材取引先の従業員は、自社の業務プロセスに適用される法規制の要求事項に係る教育プログラムを定期的に受講する必要があります。

B サプライヤーの管理

資材取引先は、第1部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する必要があります。

C 適切な輸出入管理

資材取引先は、各国、地域の法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う必要があります。

D 苦情処理メカニズムの整備

資材取引先は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する必要があります。

E 取り組み状況の開示

資材取引先は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う必要があります。